

統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	--------	-----	-----

統 括 会 社 の 状 況 等											
統 括 会 社 の 名 称		1		株 主 等 の 状 況	名 称	所 在 地	直接間接 の 区 分	発行済株式等 の 保 有 割 合			
本店又は主たる 事務所の所在	国 名 又 は 地 域 名	2			本 人		8	9			
	所 在 地	3					直接・間接	%			
主 たる 事 業		4					直接・間接				
事 業 年 度		5	・ ・				直接・間接				
本店所在地における統括業務に係る固定施設及びその業務に従事する者の有無		6	有 ・ 無				直接・間接				
株式等の所有を通じた関係を記載した書類の添付		7	有 ・ 無				直接・間接				
被 統 括 会 社 の 状 況											
被 統 括 会 社 の 名 称		10		株 主 等 の 状 況	名 称 等	所 在 地 等	直接間接 の 区 分	発 行 済 株式等の 保有割合	議 決 権 株式等の 保有割合		
本店又は主たる 事務所の所在	国 名 又 は 地 域 名	11			統括会社		18	19	20		
	所 在 地	12					直接・間接	%	%		
事 業 年 度		13	・ ・				直接・間接				
事 業 内 容		14					直接・間接				
事業に従事する者の有無		15	有 ・ 無				直接・間接				
統括業務	業 務 の 内 容	16					直接・間接				
	支 払 対 価	17	(円)				直接・間接				
被 統 括 会 社 の 名 称		21		株 主 等 の 状 況	名 称 等	所 在 地 等	直接間接 の 区 分	発 行 済 株式等の 保有割合	議 決 権 株式等の 保有割合		
本店又は主たる 事務所の所在	国 名 又 は 地 域 名	22			統括会社		29	30	31		
	所 在 地	23					直接・間接	%	%		
事 業 年 度		24	・ ・				直接・間接				
事 業 内 容		25					直接・間接				
事業に従事する者の有無		26	有 ・ 無				直接・間接				
統括業務	業 務 の 内 容	27					直接・間接				
	支 払 対 価	28	(円)				直接・間接				
統 括 会 社 に 係 る 事 業 基 準 及 び 非 関 連 者 基 準 の 判 定											
株式等の保有の事業基準と判定	株式等の期末帳簿価額	32		卸非売業関を主連たる者事業基準とする統括会社判定	卸売業に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額		40				
	(32)のうち被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	33									
	$\frac{(33)}{(32)}$	34	%		(40)のうち非関連者取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額		41				
	(33)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	35									
	$\frac{(35)}{(33)}$	36	%		(41)のうち外国法人である被統括会社との取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額		42				
	被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	37									
	(37)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	38			$\frac{(41)}{(40)}$		43	%			
	$\frac{(38)}{(37)}$	39	%								

別表十七(三)付表一 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十七（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法令第39条の17第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する措置法第66条の6第1項《特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入》に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同令第39条の117第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する同法第68条の90第1項《特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入》に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「支払対価17」の括弧書及び「支払対価28」の括弧書を除き、統括会社又は被統括会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 この明細書には、措置法規則第22条の11第5項第4号又は第22条の76第5項第4号《特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入の場合の添付書類等》に規定する関係を系統的に図示した書類を添付してください。